

## 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則

### 1. 案内情報

- 手続名 : 認定事業場等の変更の届出
- 手続根拠 : 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則第28条の3
- 手続対象者 : 製造工事等を行う者
- 提出時期 : 物件ごとに異なりますので、最寄りの地方運輸局等へお問い合わせ下さい。
- 提出方法 : 申請書を事業場等を管轄する各地方運輸局等へ提出して下さい。
- 手数料 : 別表第一
- 添付書類・部数 :
- 申請書様式 :
- 記載要領・記載例 : 最寄りの各地方運輸局等へお問い合わせ下さい。

### 2. 窓口情報

- 提出先 : 事業場の所在地を管轄する地方運輸局等へ提出して下さい。  
地方運輸局等の所在地は、別紙の地方運輸局等一覧をご参照下さい。
- 受付時間 : 地方運輸局等一覧に記載しております。
- 相談窓口 : 最寄りの地方運輸局等へお問い合わせ下さい。

### 3. 手続情報

- 審査基準 :
- 標準処理期間 :
- 不服申立方法 :